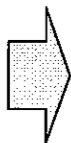


消費者行政の広域連携

I 現状と主な課題

- 消費生活相談窓口設置団体は37市町村(うち週2日以下の開設が27市町村)
- ほとんどの市町村で消費者行政の専任職員が配置されていない

II 検討の方向性



消費者行政の充実・強化を目指し、近隣市町村の連携による相談窓口の広域化を検討

III 検討の経緯

- ◇第1回作業部会(平成22年10月28日) 第2回作業部会(平成22年12月15日)
- 第3回作業部会(平成23年1月17日) 第4回作業部会(平成23年1月26日)

「消費者行政の広域連携」について、参加市町村の意向・地域性を考慮し、グループ別に検討・協議

【主な検討事項】

- 連携の枠組、内容(消費生活相談、事業者との斡旋、消費者啓発等)
- 相談窓口の連携体制(既設相談窓口の輪番制、中心市集約方式等)
- 相談日数(曜日)、相談時間、相談員が不在の場合の職員対応等
- 広域化の実施時期

6つのグループ(16市町村)が新たに広域連携に向けて個別に協議を開始

IV 成果

A 中心市集約方式

①天理市・山添村 グループの検討結果

○現状(平成22年度)

- ・天理市 消費生活センター設置(週5日(月～金))
- ・山添村 相談窓口未設置



○検討結果(中心市集約方式に移行)(地方自治法第252条の14第1項に基づく事務委託)
天理市が山添村の業務の全面委託を受け実施(平成23年4月～)

②橿原市・高取町 グループの検討結果

○現状(平成22年度)

- ・橿原市 消費生活センター設置(週4日(月、火、木、金))
- ・高取町 相談窓口未設置



○検討結果(中心市集約方式に移行)(事務協定に基づく相談業務の委託)
橿原市が高取町の業務委託を受け実施(開設日を週5日に増やし、平成23年5月～)

B 広域連携方式

③五條市・野迫川村・十津川村 グループの検討結果

○現状(平成22年度)

- ・五條市 相談窓口設置(週2日(火、金))
- ・野迫川村 相談窓口設置(職員対応、週5日(月～金))
- ・十津川村 相談窓口設置(職員対応、週1日(木))



○検討結果(広域連携に移行)(事務協定に基づく広域連携)
窓口開設日は、それぞれ3市村の消費者からの相談に対応(平成23年4月～)

C 輪番制方式

④御所市・葛城市 グループの検討結果

○現状(平成22年度)

- ・御所市 相談窓口設置(週1日(木))
- ・葛城市 相談窓口設置(週1日(月))



○検討結果(輪番制に移行)(事務協定に基づく輪番制)
既存の開設日等を変更せず、週2日(月、木)の輪番制を実施(平成23年4月～)

⑤平群町・三郷町・斑鳩町・安堵町 グループの検討結果

○現状(平成22年度)

- ・平群町、安堵町 相談窓口設置(週1日(火))
- ・三郷町、斑鳩町 相談窓口設置(週1日(木))



○検討結果(輪番制に移行)(事務協定に基づく輪番制)

平群町は火→月曜日、三郷町は木→水曜日に開設日を変更し、週4日(月～木)の輪番制を実施(平成23年4月～)

⑥上牧町・王寺町・河合町 グループの検討結果

○現状(平成22年度)

- ・上牧町 相談窓口設置(週2日(火、木))
- ・王寺町 相談窓口設置(週2日(月、木))
- ・河合町 相談窓口設置(週1日(月))



○検討結果(輪番制に向けた協議を継続)(事務協定に基づく輪番制)

平成23年4月より河合町が週2日(月曜日に加え水曜日に実施)となり、3町とも同日数となるため、負担金等の追加費用のない輪番制に向けて、今後も協議を継続実施